

加須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

効率的なサービスの提供や高齢者虐待防止の推進等を目的に、指定介護予防支援事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正されることに伴い、省令に準拠して定めている市の条例について所要の改正が必要となるため。

2 主な改正内容

(1) 指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合の人員基準の規定

指定介護予防支援の事業（要支援1・要支援2の利用者に対するケアプランの作成等）を行うことができる事業所が、高齢者相談センター（地域包括支援センター）に加え、令和6年4月1日からは、市から指定介護予防支援事業所の指定を受けた指定居宅介護支援事業所にも拡大される（※）。

このため、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の事業を行うための人員に関する基準を次のとおり定める。

ア 事業所ごとに1人以上の介護支援専門員を置かなければならないこと。

イ 主任介護支援専門員である常勤の管理者を置かなければならないこと。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができること。

ウ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないこと。ただし、管理する事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合は、兼務を可能とすること。

【※指定介護予防支援事業所の拡大】

| サービスを提供できる事業所 | |
|---|--|
| 令和5年度まで | 令和6年度から |
| ①高齢者相談センター ②高齢者相談センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所 | ①高齢者相談センター ②高齢者相談センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業所 ③市から指定介護予防支援事業所の指定を受けた指定居宅介護支援事業所（追加） |

(2) 重要事項のウェブサイトにおける掲載

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。(1年間の経過措置期間を設ける。)

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(5) 他のサービス事業所との連携によるテレビ電話装置等を活用したモニタリング

ICTの活用による業務効率化や人材の有効活用及び居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリング(ケアプランの実施状況を把握すること。)を可能とする。

ア 文書により利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

(イ) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。

(ウ) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、他のサービス事業者との連携により提供を受けること。

ウ 少なくとも6箇月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

3 施行期日

令和6年4月1日